

星槎大学 公的研究費の不正使用への対応に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「星槎大学公的研究費の適正管理に関する規程」(以下「公的研究費の適正管理規程」という。)第8条の規定に則り、星槎大学(以下「本学」という。)に所属する研究者の公的研究費の不正使用(以下「不正使用」という。)への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実態のない旅費、給与または謝金の請求等虚偽の書類によって本学の諸規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

(告発等の受付窓口)

第3条 不正行為に関する告発(本学外のものも含む。以下同じ。)または告発の意思を明示しない相談を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)に関する事項については、「星槎大学研究上の不正行為の防止等に関する規程」(以下「不正行為防止規程」という。)第6条の規定を準用する。

(告発の取扱い)

第4条 告発の受付に関する事項については、「不正行為防止規程」第7条の規定を準用する。

(告発者・被告発者の取扱い)

第5条 告発者及び被告発者については、「不正行為防止規程」第8条の規定を準用する。

(予備調査)

第6条 公的研究費の予備調査に関する事項については、「不正行為防止規程」第9条の規定を準用する。

(本調査の通知・報告)

第7条 本調査の通知及び報告に関する事項については、「不正行為防止規程」第10条の規定を準用する。

(本調査委員会)

第8条 本調査委員会に関する事項については、「不正行為防止規程」第11条の規定を準用する。

(本調査の実施等)

第9条 本調査の実施に関する事項については、「不正行為防止規程」第12条の規定を準用する。

(認定)

第10条 認定に関する事項については、「不正行為防止規程」第13条の規定を準用する。

(本調査結果の通知及び報告)

第11条 本調査結果の通知及び報告に関する事項については、「不正行為防止規程」第14条の規定を準用する。

(不服申立て)

第12条 不正行為と認定された被告発者からの不服申立てに関する事項は、「不正行為防止規程」第15条の規定を準用する。

(悪意に基づく告発認定に対する不服申立て)

第13条 告発が悪意に基づくものと認定された告発者からの不服申立てに関する事項は、「不正行為防止規程」第16条の規定を準用する。

(調査結果の公表)

第 1 4 条 調査結果の公表に関する事項については、「不正行為防止規程」第 1 7 条の規定を準用する。

(不正行為認定後の措置)

第 1 5 条 不正行為認定後の措置に関する事項については、「不正行為防止規程」第 1 8 条の規定を準用する。

(悪意に基づく告発認定後の措置)

第 1 6 条 悪意に基づく告発認定後の措置に関する事項については、「不正行為防止規程」第 1 9 条の規定を準用する。

(規程の改廃)

第 1 7 条 この規程の改廃は、別に定める規程管理規程による。

附則

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。